

居宅介護支援事業所の管理者要件について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成30年4月実施）の改正により、指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員であることが要件となりました。

ただし、令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない方が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和9年3月31日まで猶予されますので、ご注意ください。

また、令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画を記した書面を本市へ届け出た場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能となります。（猶予期間は変更日から1年間）

※不測の事態とは

管理者本人の長期療養などの健康上の問題発生、急な退職や転居など

問い合わせ先

名古屋市介護事業者指定指導センター

電話：052-950-2232